

持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー(VNR)に関する意見

2025 年 4 月 17 日

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

大阪市西区西本町 1-7-7 CE 西本町ビル 8F

2025 年 VNR 報告書（案）について、以下コメントします。

＜全体に関して＞

（１）ステークホルダーによるレビューを今後の SDGs 実施に反映させてください。

冒頭から「5.各目標の達成状況」をまとめた p111 までの政府報告に続く、P112 からの「6.各ステークホルダーの評価と取組」では、市民社会を始めとするステークホルダーによる取組および課題提起という構成になっていることにより、SDGs 実施の「成果」が整理されているとともに、残された山積みの課題について具体的に知ることができます。

ステークホルダーから提示されている課題に対する政府のフィードバックが見えてこず、政府と市民社会の「並行レビュー」になっているのは残念です。今回のレビューを政府による今後の SDGs 実施に反映していただくことを要望します。

（２）「国民」でなく「市民」と表現してください。

「国民」という言葉が多用されています。SDGs は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、日本の社会にも、在日コリアン、外国人労働者、留学生を始め、外国籍の方たちが多数おられます。外国籍市民は含まれないかのようなニュアンスを与える「国民」ではなく、固有名詞をのぞき「市民」と表現してください。

＜具体的課題＞

（１）SDGs は人権目標であることを再確認し、人権保障の基盤整備の必要性を示してください。

「グローバル指標 16.a.1」は、パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在について言及しています。日本は 1998 年以来、国連の人権条約委員会や独立専門家などから国内人権機関を設立するよう繰り返し勧告を受けています。

政府はそのつど、人権擁護機関として法務省人権擁護局を設けるとともに、その下で全国約 14,000 人の人権擁護委員が人権擁護活動を行っているとして説明します。また、さまざまな差別事象に対しては、個別法で対応していると述べます。

それに対して、国連人権機関は、実効性のある人権救済のためには「パリ原則」に基づく政府から独立した国内人権機関が不可欠であると勧告しています。また、さまざまな差別に対処するためには包括的な差別禁止法の整備が必要であるとしています。

以上のように、人権保障に欠かせない制度的な基盤整備を正面から議論することが急務だと考えます。

(2) 目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をターゲットと指標に則してレビューをおこなってください。

目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に関する政府レビュー(81～82ページ)は、「ジェンダーギャップ指数を参照したジェンダー平等の達成状況」「待機児童と男性の育児休業」「国際協力」の3項目のみの記述にとどまっています。ターゲットと指標に則したレビューをおこない、ジェンダーギャップ指数に表れている日本のジェンダー格差の現状と課題を明記してください。

(3) ジェンダー平等の実現に関して「交差性・複合差別の視点の重要性」を明記してください。

たとえば、障害者でかつ女性である、在日外国人でかつ女性である、アイヌ民族でかつ女性であるなどのマイノリティ女性たちは、交差的・複合的に差別を被っている現実があります。「2030 アジェンダ」は、ジェンダー視点の主流化を求めています、そのためには交差性・複合差別の視点を含めることが不可欠です。

(4) 「ビジネスと人権」に関して、国連ビジネスと人権作業部会の報告書の勧告を踏まえた記述にしてください。

VNR案では、民間企業におけるビジネスと人権分野の取組の一環として、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」をあげ、日本で暮らす外国人労働者への支援を行っているというグッドプラクティスを示し、2024年度の「ビジネスと人権」作業部会の訪日報告書においても評価されている、とあります。

しかし、「ビジネスと人権」作業部会の訪日報告書では、国内人権機関の未設置をはじめ、旧ジャニーズ事務所の性加害問題にいたるまで日本のビジネス慣行における多くの課題、そして人権救済へのアクセスの不十分さなどが憂慮事項としてとりあげられ、重要な勧告の数々が出されています。それらはまさにSDGsの目標およびターゲットに他なりません。訪日報告書での指摘を踏まえ、ビジネスと人権分野の取組を進めることを確認してください。

(5) LGBTQIの人々の課題や人権保障の状況について記述してください。

LGBTQIの人たちの課題に関して「6. 各ステークホルダーの評価と取組」のなかで、「目標10: 性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴(SOGIESC)については理解増進法が制定されているが、差別対応がなお必要である」、「目標16: は同性パートナー認証制度の導入が進み、地方自治体の福祉や権利保障の対象となるケースも増えているが、国レベルでの同性間パートナーの法的保護や社会保障へのアクセスの保障、差別の禁止などの制度はない」と記述されていますが、政府報告では言及がありません。

国連総会での全会一致を目指したがゆえに、SDGsの目標・ターゲットにはLGBTQIに関する言及がありませんが、刑事罰などの制約がない国では、LGBTQIの人権はジェンダー平等の一環と考えられています。日本社会におけるLGBTQIの課題について、レビューをおこなってください。